国立大学法人九州大学高度専門職員(無期転換者)就業規則

平成26年度九大就規第28号施 行:平成27年 3月30日最終改正:令和 4年 9月30日(令和4年度九大就規第22号)

(趣旨)

- 第1条 この規則は、高度専門職員(無期転換者)の勤務条件、服務規律その他の就業に関する 基本的事項について、国立大学法人九州大学就業通則(平成16年度九大就規第1号。以下「就 業通則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この規則において「高度専門職員(無期転換者)」とは、高度専門職員であった者のうち、就業通則第2条第3項の規定に基づき、無期労働契約に転換した職員をいう。 (退職)
- 第3条 高度専門職員(無期転換者)が次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、高度 専門職員(無期転換者)としての身分を失う。
 - (1) 自己の都合により退職を願い出て承認された場合
 - (2) 国立大学法人九州大学教員の定年に関する規程(平成16年度九大就規第12号)第2条に定める定年による退職の日(国立大学法人九州大学高度専門職員就業規則(平成26年度九大就規第26号。以下「高度専門職員就業規則」という。)第3条第3項ただし書に基づき雇用期限を定めて雇用された者のうち無期労働契約に転換したものにあっては、当該者の70歳に達した日以後における最初の3月31日)に至った場合
 - (3) 高度専門職員就業規則第6条に定める休職期間が満了し、なお休職事由が消滅しない場合
 - (4) 本人が死亡した場合又は行方不明となり家族が同意した場合
 - (5) 業務上の事由による傷病の療養給付が傷病補償年金に移行した場合
 - (6) その他退職事由が発生した場合

(高度専門職員給与規程の準用)

- 第4条 高度専門職員(無期転換者)の給与については、国立大学法人九州大学高度専門職員給与規程(平成26年度九大就規第27号)(以下「高度専門職員給与規程」という。)を準用する。この場合において、「高度専門職員」とあるのは「高度専門職員(無期転換者)」と読み替えるものとする。
- 2 前項の場合において、高度専門職員(無期転換者)のうち、国立大学法人九州大学高度専門職員人事規程(平成26年度九大就規第25号)第3条第1項第2号に掲げる学術推進職の年俸に関して必要な事項は、高度専門職員給与規程第9条に定めるもののほか、総長が別に定める。

(高度専門職員就業規則の準用)

第5条 高度専門職員(無期転換者)の休職、休職の期間、病気休職の手続、休職中の給与、高度専門職員の意に反する休職の場合及び時間外勤務及び休日勤務については、高度専門職員就業規則第5条から第9条及び第14条の規定を準用する。この場合において、「高度専門職員」とあるのは「高度専門職員(無期転換者)」と読み替えるものとする。

附則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
 - 附 則(令和3年度九大就規第13号)
- この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則(令和4年度九大就規第22号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。